

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和7年6月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	健康福祉 総務課	228-7212	福祉総合情報システム法改正対 応業務(サービスコード設定誤 り)	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	12,620,300	R7.6.9	本業務の目的は、既存の福祉総合情報システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく、国が策定する新たなサービスコードに対応するためにシステムの改修を行うことである。当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる高齢者・障害者(児)福祉事業に係る各業務の遅延、窓口対応の停滞が発生し、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあることから、本業務を履行できるものは、当該システムを構築した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
2	介護保険 課	228-7513	介護保険システムデータ連携改 修業務	株式会社日立製作所 関 西支社	40,536,936	R7.6.17	本業務の目的は、既存の介護保険システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく、国が定める標準準拠システム間のデータ連携方式に対応するためにシステムの改修を行うことである。当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、改修にあたっての詳細な手順を把握し作業を行うなど、当該システムの設定にかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる各業務の遅延が発生し、介護保険制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	1者随契	
3	介護保険 課	228-7513	介護保険システム端末更新対応 業務	株式会社日立製作所 関 西支社	5,810,295	R7.6.19	本業務は、現在使用しているクライアント端末と同じ機能を新たに調達されるクライアント端末に、システムを使用するために必要な環境設定を行うものである。 既存の介護保険システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく当該業務に対応することを目的としているため、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、クライアント端末の変更による現行システムへの影響範囲を評価し、新たなクライアント端末に適切な設定を設計したうえで端末の設定にあたっての詳細な手順を把握し作業を行うなど、当該システムの設定にかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行しようとする、クライアント端末の設定の誤りや漏れにより、システム処理への影響による各業務の遅延が発生し、介護保険制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
4	衛生研究 所	238-1848	衛生研究所残留農薬検査等機 器保守点検業務	金陵電機株式会社	1,763,300	R7.6.6	当該業務は、食品衛生法に基づき食品中の残留農薬等を検出する各種クロマトグラフ機器の機能維持を図るため保守点検を行うものである。金陵電機株式会社は、当該機器の設置業者であり、製造メーカーであるアジレント・テクノロジー株式会社から堺市域における当該メーカー機器の保守点検に関する委託を受け、当該機器の独自のノウハウを用いて業務を履行することができる唯一の業者であることから、当該業者と随意契約を行うものである。(堺市契約規則第12条第1項第1号) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	